

Ⅱ-1

特別支援学級とは

(1) 特別支援学級を設置することができる法的根拠

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項に基づき、障がいがあるため、通常の学級における指導では十分な成果をあげることが困難な児童生徒を対象とし、小・中学校に設けられる少人数の学級です。

1 学級の児童又は生徒の数は8人で、障がい種ごとに設置されます。

[参考：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律](#)

学校教育法第81条

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

「六 その他障害のある者（略）」とは、「言語障がい者」、「自閉症・情緒障がい者」を指します。



[「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」文部科学省（平成25年10月4日）](#)

(2) 特別支援学級の対象となる障がいの種類及び程度

種 類	程 度
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
知的障がい者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

病弱・身体虚弱者	① 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ② 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
言語障がい者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの
自閉症・情緒障がい者	① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも ② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

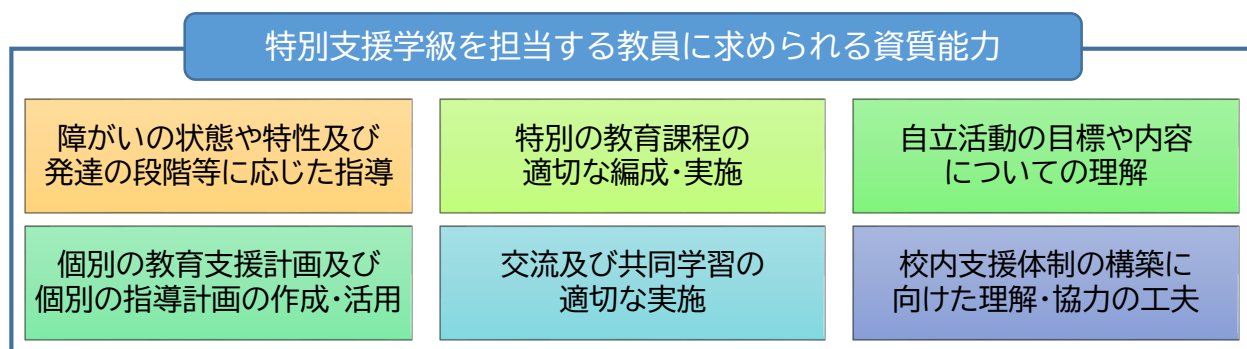
「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」文部科学省（平成25年10月4日）



各障がい種別における指導内容については、「Ⅴ 各障がい種の指導のポイント」を参考にしてください。

(3) 特別支援学級を担当する教員に求められる資質能力

特別支援学級を担当する教員には、教員としての基本的な資質能力や小学校、中学校の教員として必要な専門性に加え、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい等の状態に応じた教育課程の編成・実施並びに指導や支援など、特別支援教育に関するより高度な専門性を身に付けることが求められています。



(4) 特別支援教育に対する校内での理解・協力の工夫

特別支援学級を担当する教員は、特別支援学級に在籍している児童生徒はもとより、校内において特別な教育的支援を必要としている児童生徒への指導やその担任、保護者の相談を行うなど、校内での支援体制づくりの役割を担うことになります。

そのため、特別支援学級を担当する教師を含む全ての教師間において、個々の児童生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要があります。

学校全体で特別支援教育の支援体制づくりを進めるためには、特別支援教育実施の責任者である校長自身が、特別支援教育や障がいに関する理解を深め、リーダーシップを発揮していくことが重要です。

